

事務連絡
平成28年6月21日

各国公立大学長
各公立短期大学長 殿
各国公立高等専門学校長

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
文部科学省高等教育局専門教育課

地方創生推進交付金を活用した「地方創生インターンシップ事業」の
実施について（お願い）

各大学等におかれましては、平素よりインターンシップの実施に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）等で提言しているとおり、政府として「地方創生インターンシップ事業」（以下「本事業」という。）を推進していくことといたしました（別添1参照）。本事業は「地方創生推進交付金」（以下「本交付金」という。別添2参照）の対象事業であります。その実施にあたっては、各大学等の御協力が不可欠となりますので、以下のとおりご案内させていただきます。

本事業は、東京圏への若者の転出が多い地域等の企業でのインターンシップの実施を支援する取組となります（別添3参照）。地方公共団体にとっては、本事業の実施により学生に地方就職の動機付けを与え、東京圏在住の地方出身学生の地方還流（U I Jターン等）や地元在住学生の地方定着の促進、地方企業の人材不足の解消等に寄与するものとなります。

また、大学等にとっては、地方公共団体と連携・協力する形で本事業を実施することで、協働でインターンシッププログラムの開発が可能となることや、全国各地におけるインターンシップの機会の把握、地域の活性化に貢献する人材の育成、地元就職を希望する学生への支援、インターンシップへの参加学生数の増加、就職率の向上等が期待できます。学生にとっても、地域企業に対する理解の促進、地域企業で働くことの魅力の発見、就職時の多様な選択肢の提供等につながるものと考えております。

ついては、本事業の実施に御関心のある大学等におかれましては、本事業のポータルサイト（まち・ひと・しごと創生本部事務局のホームページに今後構築予定）に、貴学に関する情報（別添4参照）を掲載し、地方公共団体と共有することを通して、地方公共団体と大学等のマッチングを行う予定ですので、下記のとおり別添4を御提出いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

各大学等におかれましては、学事御多忙の折、大変恐縮ですが、本事業の実施に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

記

<別添4の提出について>

提出期限：平成28年7月15日（金）

提出先：senmon@mext.go.jp（下記「担当（2）」）

※文部科学省HPより別添4をダウンロードし、必要事項を入力のうえ御提出ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/internship/index.htm

（文部科学省HPトップ→インターンシップ情報から様式をダウンロードできます）

別添4を御提出いただいた大学等に対しては、後日、本事業のポータルサイト（まち・ひと・しごと創生本部事務局のホームページ）の詳細等につき、メール等にて御連絡させていただきます。

<添付書類>

別添1：「地方創生インターンシップ事業」関係提言

別添2：「地方創生推進交付金」概要資料

別添3：「地方創生インターンシップ事業」概要資料

別添4：「地方創生インターンシップ事業」に御関心のある大学などに関する情報（様式）

参考1：大学等における現在の取組事例

参考2：「地方創生インターンシップ事業の流れ - まち・ひと・しごと創生本部と三省との連携 -」（平成28年6月24日（金）開催の地方公共団体向け説明会資料から抜粋）

<参考>

平成28年6月24日（金）に、まち・ひと・しごと創生本部事務局が地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）向けに本事業の内容等に関し説明会を開催する予定です。

以上

<担当>

（1）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

企画官 塩川 達大

参事官補佐 鈴木 顕

主査 丹羽 雅也

電話：03-5253-2111（代表）

03-6257-1411、03-6257-1421（直通）

メール：akira.suzuki@cas.go.jp、masaya.niwa@cas.go.jp

（2）文部科学省高等教育局専門教育課

企画官 福島 崇（内線2516）

課長補佐 山路 尚武（内線3345）

教育振興係長 鳥塚 豊（内線3308）

インターンシップ推進係長 石井 智絵子（内線2563）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-4750（直通）

メール：senmon@mext.go.jp

地方創生インターンシップ事業 関係提言

○「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)

Ⅲ. 各分野の政策の推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

ー地域アプローチによる少子化対策の推進ー

①地域の实情に応じた働き方改革

【対応の方針】

◎先進的な取組普及のための政策メニューの整備

東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、特に東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を産官学で推進する

○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年6月2日閣議決定)

⑩ 地域の实情に即した支援

【今後の対応の方向性】

地域の特性に応じた少子化対策・働き方改革を進める。

【具体的な施策】

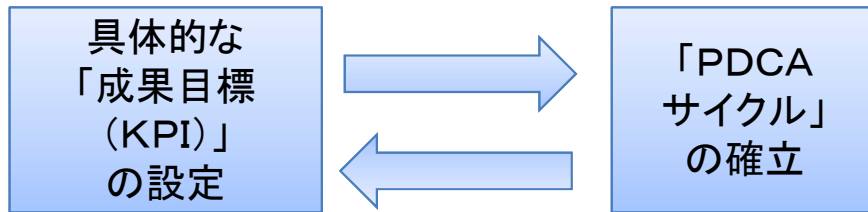
東京圏在住の地方出身学生と地元学生が、地方企業でインターンシップを行うことにより、地方への人材環流、地元定着の促進を図る。

地方創生推進交付金について

【平成28年度予算額：1,000億円（事業費ベース2,000億円）】

事業概要・目的

- 28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、**地方創生の深化のための地方創生推進交付金**を創設
- ① **地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援**
- ② **KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援**
- ③ **地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保**



事業イメージ・具体例

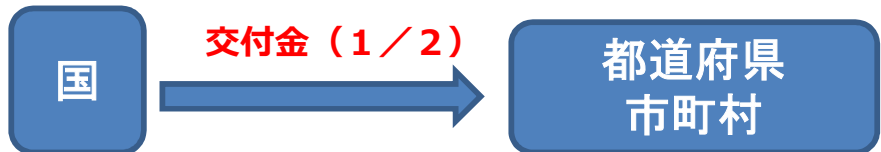
【対象事業】

- ① **先駆性のある取組**
 - ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- ② **先駆的・優良事例の横展開**
 - ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③ 既存事業の**隘路を発見し、打開する取組**
 - ・ 自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5か年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生インターンシップ事業

別添 3

- 東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。

